

氷見市防災行政無線管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市地域防災計画及び氷見市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達などを迅速かつ的確に行うため、防災行政無線局（同報系）（以下「無線局」という。）の適正な運用について、必要な事項を定めるものとする。

(無線管理者)

第2条 無線局の適正な管理運用を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

- 2 無線管理者は、市長政策・都市経営戦略部地域防災室長をもって充てる。
- 3 無線管理者は、無線局に関する事務を統括する。

(放送する情報)

第3条 無線局により放送する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、火災等の災害情報
- (2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報
- (3) 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する情報
- (4) 官公署その他の公共機関からの災害対策に関する情報
- (5) 人の生命又は財産の保護のため特に緊急を要する情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報

(維持管理のための放送)

第4条 無線管理者は、無線局の維持管理のため、必要な範囲で定時のメロディー放送及び試験放送を実施できるものとする。

- 2 前項の定時のメロディー放送は、毎日12時及び17時とし、詳細については市長が別に定めるものとする。

(放送の方法)

第5条 無線局による放送は、親局からの通信を受けた屋外拡声子局が、装備する拡声器を使用して周辺住民に対して行う拡声放送を次の区分により行うものとする。

- (1) 氷見市全域の全ての無線局に対し、同時に一括して放送するもの。
- (2) 放送の必要のある無線局をグループごとに分割して放送するもの。
- (3) 放送の必要のある無線局を個別に指定して放送するもの。

(放送の申込み)

第6条 無線局の方法を希望する者（以下「希望者」という。）は、防災行政無線（同報系）放送申込書（別記様式）を事前に無線管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 無線管理者は、前項に規程する申し込みがあった時は、放送内容を確認のうえ受理するものとする。

（放送内容の変更）

第7条 無線管理者は、放送内容について希望者と協議して変更することができる。

（屋外拡声局）

第8条 防災行政無線屋外拡声局の使用等については、平成25年9月1日付けの「氷見市行政防災無線屋外拡声局使用要綱」に定めるところによるものとする。

（戸別受信機）

第9条 戸別受信機の貸与を受けた者は（以下「被貸与者」という。）は、危機の適正な管理に努めなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機に故障等が生じたときは、速やかに無線管理者に届け出なければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月7日から施行する。

別記様式(第6条関係)

防災行政無線（同報系）放送申込書

年 月 日

氷見市防災行政無線管理者 あて

(申込者)

住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり放送の申込みをします。

記

放送希望日時	年 月 日 時 分
放送の目的	
放送の内容	
放送エリア	1 市全域 2 一部 ()
責任者 所属 氏名 連絡先	

備考1 放送は、防災行政無線局（同報系）運用要綱第3条に規定する情報に限る。

2 申込書は放送日の前日までに提出すること。

3 簡潔な文章と分かりやすい表現をすること。

4 放送文は防災無線担当で校正することがある。

防災行政無線により放送する情報

区 分		種 類	現在放送している内容	実施の有無	備 考	
国	有事関連情報	国民保護情報	弾道ミサイル情報等	放送	気象警報の解除、注意報の発令・解除は放送していない。	
	気象関連情報	地震情報	緊急地震速報（推定震度4以上） 地震速報等			
		津波情報	大津波警報 津波警報 津波注意報			
		噴火情報	噴火情報等			
		気象情報	特別警報 気象警報 気象注意報 土砂災害警戒情報 竜巻注意情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報			
市	災害対策基本法	避難情報	避難指示（緊急） 避難勧告 避難準備高齢者等避難開始	放送		
		その他の緊急情報等	熊出没情報（出没周辺地域）			
	PM2.5					
	行方不明情報					
	上下水道（断水・赤水）関連放送 防災訓練（訓練放送・サイレン）					
	その他の情報	市内一斉	全国火災予防運動	中止		
			全国交通安全運動			
			イベント中止			
	地区		地区ごと実施	地区のイベント情報など	地区委任	